

# 建築確認検査業務手数料規程

平成 23 年 9 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この建築確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、株式会社東京建築検査機構（以下「TBTC」という。）が建築主 設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）が計画する、建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）の確認審査 中間検査及び完了検査等の業務（以下「確認検査業務」という。）を受託するに際し、TBTCが別に定めた建築確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）及び建築確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、確認検査業務の引受手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第 2 条 業務規程第 17 条に定める建築物に関する確認申請に係る手数料は、確認申請一件につき、別表第 1 に掲げる額とする。

2 別表第 1 の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物を建築する場合（二号～四号に掲げる場合及び移転の場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
- 二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積
- 三 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- 四 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一
- 五 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合においては、建築場所のある都県毎に、知事が定める判定手数料額又は知事の指定を受けた判定機関の定める判定手数料額に、10,000円を加えた額を判定に係る経費として、前項の規定による額に加算する。判定を要する建築物については、2以上の部分がエキスパンジョイント等により、相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物として適用す

る。

- 4 判定を要する建築物の審査において、[TBTC](#) が確認審査中で何等かの事由により確認審査の終了までに判定の依頼を行わなかった場合において、当該判定に係る経費を加算した確認の申請手数料が既に支払われている時は、判定を受けるものとして加算した判定手数料相当額を建築主等に払い戻す。

(既存不適格建築物への遡及適用等がある増築等の確認申請手数料)

第2条の2 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物の増築等を行うとき、当該建築物の確認を[TBTC](#)以外から受けている場合は、増築等の部分の床面積と既存部分の床面積を合計した面積。
- 二 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用がある等、既存建築物の部分の構造耐力に関わる審査を要する増築等の確認申請は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積と、当該既存の建築物の構造審査を要する部分の床面積の合計面積。
- 三 前項の規定により適用される既存の建築物の部分が判定を要する建築物である場合における手数料の算定に当たっては、当該既存の建築物の部分は新たに建築されるものとみなす。
- 四 既存の建築物の部分と合わせて別表第12に掲げる設計方法による増築等の確認の申請に係る手数料は、既存の建築物の部分を含む当該設計方法が適用される建築物の部分の床面積の合計を対象床面積として、別表第12を適用する。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条に定める昇降機及び小荷物専用昇降機（その他の建築設備：建築基準法（以下「法」という）第87条の2第1項において準用する場合に限る。）の確認申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の建築設備について、別表第2に定める額とする。

#### 2 昇降機（エレベーター、エスカレーター）

- 一 昇降機を設置する場合（二号～三号に掲げる場合を除く。）
- 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を[TBTC](#)以外の者から受けている場合
- 三 確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を[TBTC](#)から受けている場合

#### 3 小荷物専用昇降機

- 一 小荷物専用昇降機を設置する場合（二号～三号に掲げる場合を除く。）
- 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を[TBTC](#)以外の者から受けている場合

三 確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を **TBTC** から受けている場合

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に定める工作物の確認申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の工作物について、別表第3に定める額とする。

- 2 建築基準法施行令（以下「令」という）138条第1項に規定する工作物
  - 一 工作物を築造する場合（二号～三号に掲げる場合を除く。）
  - 二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を **TBTC** 以外の者から受けている場合
  - 三 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を **TBTC** から受けている場合
- 3 令138条第2項に規定する工作物
  - 一 同項第1号に規定する工作物を築造する場合
  - 二 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のもの
  - 三 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるもの

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第29条に定める直前の確認済証を **TBTC** から受けた建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査申請一件につき、別表第4に掲げる額とする。直前の確認済証を **TBTC** から受けていない建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は別表第4に掲げる額に別表第1に掲げる額を加算する。

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第29条に定める直前の確認済証を **TBTC** から受けた昇降機及び小荷物専用昇降機（その他の建築設備：法第87条の2第1項において準用する場合に限る。）の中間検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の建築設備について、別表第5に掲げる額とする。直前の確認済証を **TBTC** から受けていない建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料は別表第5に掲げる額に別表第2に掲げる額を加算する。

- 2 昇降機、（エレベーター、エスカレーター）
  - 一 一の申請に係る建築設備の設置数が10以上の場合
  - 二 一の申請に係る建築設備の設置数が6以上9以下の場合
  - 三 一の申請に係る建築設備の設置数が2以上5以下の場合
  - 四 一の申請に係る建築設備の設置数が1の場合

### 3 小荷物専用昇降機

- 一 一の申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が6以上の場合
- 二 一の申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が2以上5以下の場合
- 三 一の申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が1の場合

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第7条 業務規程第29条に定める直前の確認済証をIBTCから受けた工作物に関する中間検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の工作物について別表第6に掲げる額とする。直前の確認済証をIBTCから受けていない工作物に関する中間検査の申請に係る手数料は別表第6に掲げる額に別表第3に掲げる額を加算する。

#### 2 令第138条第1項に規定する工作物

- 一 同項の各号に掲げる工作物の場合

#### 3 令第138条第2項に規定する工作物

- 一 同項第1号に規定する工作物で、1の申請に係る設置数が6以上の場合
- 二 同項第1号に規定する工作物で、1の申請に係る設置数が2以上5以下の場合
- 三 同項第1号に規定する工作物で、1の申請に係る設置数が1の場合
- 四 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のもの
- 五 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるもの

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程第37条に定める直前の確認済証をIBTCから受けた建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、別表第7に掲げる額とする。直前の確認済証をIBTCから受けていない建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は別表第7に掲げる額に別表第1に掲げる額を加算する。

- 一 中間検査合格証を受けた建築物の場合
- 二 前号以外の場合

2 別表第7床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定。又 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第9条 業務規程第37条に定める直前の確認済証をIBTCから受けた昇降機及び小荷物専用昇降機（その他の建築設備：法第87条の2第1項において準用する場合に限る。）の

完了検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の昇降機について、別表第8に掲げる額とする。直前の確認済証をIBTCから受けていない建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料は別表第8に掲げる額に別表第2に掲げる額を加算する。

## 2 昇降機（エレベーター、エスカレーター）

- 一 一の申請に係る昇降機の設置数が10以上の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 二 一の申請に係る昇降機の設置数が6以上9以下の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 三 一の申請に係る昇降機の設置数が2以上5以下の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 四 一の申請に係る昇降機の設置数が1の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合

## 3 小荷物専用昇降機

- 一 一の申請に係る建築設備の設置数が6以上の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 二 一の申請に係る建築設備の設置数が2以上5以下の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 三 一の申請に係る建築設備の設置数が1の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合

（工作物に関する完了検査の申請手数料）

第10条 業務規程第37条に定める直前の確認済証をIBTCから受けた工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の工作物について別表9に掲げる額とする。直前の確認済証をIBTCから受けていない工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は別表第9に掲げる額に別表第3に掲げる額を加算する。

## 2 令138条第1項に規定する工作物

- 一 同項の各号に掲げる工作物の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合

## 3 令138条第2項に規定する工作物

- 一 同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が6以上の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 二 同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が2以上5以下の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 三 同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が1の場合  
同上でIBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 四 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は

高さが4メートル以下のもの

同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合

五 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるもの

同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合

(遠隔地の場合の検査申請手数料)

第11条 検査の対象となる工事が別表第10に掲げる区域内で行われる場合は、第5条から前条までの手数料の額に、別に定める「株式会社東京建築検査機構確認検査業務出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。

(手数料の増額)

第12条 TBTCの責に負えない、予測しえない事由により審査業務量が大幅に増した時は、割増手数料を請求することができる。

(手数料の減額)

第13条 同一設計事務所又は建築主等の申請手数料は、前年度及び当該年度の建築物確認申請実績により別表第11に掲げる割合で手数料を減額する。なお、同時期に当該実績を超える確認申請を提出する場合にもこれを適用する。

2 性能評価等TBTCで同一案件につき包括して契約を締結したときは、別途「包括契約割引手数料規定」により、手数料を減額する。

3 第1項と第2項及び他の割引が競合する場合にあつては、割引率の高いものとする。

4 手数料の減額については、確認検査の業務の公正さを保つためにも業務規定、手数料規定で規定した内容を原則とし、手数料規定細則及びその他の場合にあつては、当該手数料減額の経緯を記録するものとする。

(あらかじめの検討に関する手数料)

第14条 構造に係る代替的設計又は条件付設計に関するもの及び外形変更を伴わない異なる位置等に関する代替設計の各確認申請前に報告する「あらかじめの検討説明書」は、1件につき10,000円の手数料を確認申請手数料に加算する。

2 その他代替設計の法適合審査の負荷により当該床面積に応じて別表第1に掲げる手数料の二分の一を第2条に掲げる手数料に加算する。

(追加説明書に関する手数料)

第15条 完了検査において確認に要した図書と不一致等があり、追加説明書の提出があった場合にはその審査内容に応じ、審査手数料20,000円を上限として完了検査手数料に加

算する。

2 前項において確認に要した図書との不一致が計画変更に該当する場合には、計画変更確認申請手数料相当額を完了検査手数料に加算する。

(検証法に関する手数料)

第16条 検証法に関しては別表第12に掲げる手数料を第2条に掲げる手数料に加算する。

(附則)

第19条 この規程は、平成19年6月20日より施行する。

この規程は、平成21年5月 1日より施行する。

この規程は、平成21年5月27日より施行する。

この規定は、平成22年6月 1日より施行する。

この規定は、平成22年8月 6日より施行する。

この規定は、平成23年9月16日より施行する。

別表第1 建築物に関する確認申請手数料（第2条関係）

床面積の合計	手数料の額（単位：円） 建築物の用途等		
	第1類 （事務所等）	第2類 （共同住宅等）	第3類 （計算書無）
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	70,000	61,000	49,000
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	85,000	80,000	64,000
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	118,000	98,000	79,000
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	145,000	143,000	
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	220,000	180,000	
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	360,000	290,000	
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	504,000	400,000	
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	684,000	560,000	
20,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	864,000	650,000	
50,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,450,000	1,200,000	
100,000 m <sup>2</sup> を超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,866,000	1,544,000	
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	2,050,000	1,890,000	

第1類 : 第2類以外のすべての建築物に適用する。  
 第2類 : 主要な用途が、専用住宅、兼用住宅、長屋建住宅、共同住宅及び寄宿舎である建築物に適用する。  
 第3類 : 「構造造計算書の無い建築物」に適用する。

別表第2 建築設備に関する確認の申請手数料（第3条関係）

設 備		手数料の額 (単位：円)
昇降機 (エレベーター、 エスカレーター)	昇降機を設置する場合(第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。)	24,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合	24,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合	13,000
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機を設置する場合(第3条第2項第2～4号に掲げる場合を除く。)	10,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合	10,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合	8,000

別表第3 工作物に関する確認の申請手数料（第4条関係）

工 作 物		手数料の額 (単位：円)
令138条第1項	工作物を築造する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。）	28,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合	28,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合	14,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））を築造する場合	32,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの	32,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるのもの	54,000

別表第4 建築物に関する中間検査申請手数料（第5条関係）

床面積の合計	手数料の額（単位：円） 建築物の用途等		
	第1類 （事務所等）	第2類 （共同住宅等）	第3類 （計算書無）
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	76,000	76,000	65,000
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	88,000	88,000	71,000
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	108,000	108,000	88,000
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	133,000	133,000	109,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	169,000	169,000	
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	213,000	213,000	
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	270,000	270,000	
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	351,000	351,000	
20,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	864,000	864,000	
50,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,324,000	1,324,000	
100,000 m <sup>2</sup> を超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,866,000	1,866,000	
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	2,430,000	2,430,000	

第1類 : 第2類以外のすべての建築物に適用する。  
 第2類 : 主要な用途が、専用住宅、兼用住宅、長屋建住宅、共同住宅及び寄宿舎である建築物に適用する。  
 第3類 : 「構造計算書の無い建築物」に適用する。

別表第5 建築設備に関する中間検査の申請手数料（第6条関係）

設 備	設置数（一の申請に係る建築設備）	手数料の額 （単位：円）
昇降機 （エレベーター、 エスカレーター）	10以上	27,000
	6以上9以下	28,000
	2以上5以下	30,000
	1	31,000
小荷物専用昇降機	6以上	18,000
	2以上5以下	19,000
	1	20,000

別表第6 工作物に関する中間検査の申請手数料（第7条関係）

工 作 物				手数料の額 (単位：円)
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物			27,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））を築造する場合	一の申請に係る設置数	6以上	24,000
			2以上5以下	25,000
			1	27,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの			34,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるのもの			66,000

別表第7 建築物に関する完了検査申請手数料（第8条関係）

床面積の合計	手数料の額（単位：円）		
	建築物の用途等		
	第1類 （事務所等）	第2類 （共同住宅等）	第3類 （計算書無）
	中間検査有	中間検査有	中間検査有
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	85,000	71,000	71,000
	76,000	65,000	65,000
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	111,000	76,000	76,000
	88,000	71,000	71,000
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	117,000	96,000	96,000
	111,000	92,000	92,000
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	153,000	126,000	126,000
	142,000	116,000	116,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	189,000	189,000	
	177,000	177,000	
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	241,000	241,000	
	223,000	223,000	
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	324,000	324,000	
	297,000	297,000	
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	418,000	418,000	
	391,000	391,000	
20,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	513,000	513,000	
	486,000	486,000	
50,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	820,000	820,000	
	799,000	799,000	
100,000 m <sup>2</sup> を超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,194,000	1,194,000	
	1,170,000	1,170,000	
200,000 m <sup>2</sup> を超え	1,579,000	1,579,000	
	1,555,000	1,555,000	

第1類 : 第2類以外のすべての建築物に適用する。  
 第2類 : 主要な用途が、専用住宅、兼用住宅、長屋建住宅、共同住宅及び寄宿舎である建築物に適用する。  
 第3類 : 「構造計算書の無い建築物」に適用する。

別表第8 建築設備に関する完了検査の申請手数料（第9条関係）

設 備	設置数（一の申請に係る建築設備）	手数料の額（単位：円）	
		右記以外の場合	TBTCから中間検査証を受けた場合
昇降機 （エレベーター、 エスカレーター）	10以上	34,000	31,000
	6以上9以下	36,000	33,000
	2以上5以下	37,000	34,000
	1	39,000	36,000
小荷物専用昇降機	6以上	21,000	21,000
	2以上5以下	22,000	22,000
	1	24,000	24,000

別表第9 工作物に関する完了検査の申請手数料（第10条関係）

工 作 物				手数料の額（単位：円）	
				右記以外の場合	TBTCから中間検査証を受けた場合
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物			27,000	25,000
令138条第2項	同項第1項に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））を築造する場合	一の申請に係る設置数	6以上	24,000	22,000
			2以上5以下	25,000	24,000
			1	27,000	25,000
令138条第2項	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの			33,000	31,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるのもの			64,000	63,000

別表第 10 遠隔地の場合の検査申請手数料（第 11 条関係）

都 県 名	出張費を加算する区域
埼玉県	全 域
千葉県	全 域
東京都（島嶼部を除く）	東京都 23 特別区を除く区域
神奈川県	全 域
茨城県	全 域
長野県	全 域
山梨県	全 域
群馬県	全 域
栃木県	全 域

別表第 11 申請手数料の減額率（第13条関係）

建築物確認申請件数	減額率
10 件を超える	10%

別表第 12 検証法に関する手数料の加算（第16条関係）

項目	床面積の合計 A (㎡)	手数料の額(単位:円)
階避難安全検証法	$A \leq 10000\text{m}^2$	70,000
	$10000\text{m}^2 < A \leq 50000\text{m}^2$	80,000
	$50000\text{m}^2 < A$	100,000
全館避難安全検証法	$A \leq 10000\text{m}^2$	70,000
	$10000\text{m}^2 < A \leq 50000\text{m}^2$	80,000
	$50000\text{m}^2 < A$	100,000
耐火区画性能検証法	$A \leq 10000\text{m}^2$	70,000
	$10000\text{m}^2 < A \leq 50000\text{m}^2$	80,000
	$50000\text{m}^2 < A$	100,000
防火区画性能検証法	$A \leq 10000\text{m}^2$	70,000
	$10000\text{m}^2 < A \leq 50000\text{m}^2$	80,000
	$50000\text{m}^2 < A$	100,000

別表第 1 3 確認検査業務出張費規定（抜粋）

地域区分	出張費		備 考
	日 当	交通費	
地域 A	0	0	事務所から概ね20kmまでに含まれる区域 東京23区
地域 B	3,000	2,000	事務所から概ね20kmを超えて50 kmまでに含まれる区域
地域 C	7,000	4,000	事務所から概ね50kmを超えて100 kmまでに含まれる区域
地域 D	15,000	10,000	事務所から概ね100kmを超える区域

確認検査員等職員 1 名につき上記表に定める出張費を検査申請手数料に加算する。

別表第 1 4 あらかじめの検討に関する手数料（第 14 条関係）

検討説明書	費用
あらかじめの検討説明書-1 件につき	10,000

各確認申請手数料に加算する

別表第 1 5 追加説明書に関する手数料（第 15 条関係）

説明書	費用
完了検査時に求めた追加説明書	20,000 完了検査申請手数料に、審査内容に応じ加算する上限の金額